

令和8年度シンガポール向け加工食品販路開拓支援事業受託者審査要領

1 趣 旨

公募に応じて申し込みのあった団体の中から、業務遂行能力が認められ、趣旨に沿った業務実施に適している団体を受託者として選定する。

なお、選定にあたっては、次のとおり審査員の審査により行う。

2 審査員の構成

次の職にある者をもって充てる。

- ・ 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- ・ 営業本部マネージャー
- ・ 愛媛県海外販路開拓アドバイザー

3 審査方法

(1) 審査員は、応募団体から提出された企画書を別紙「評価項目・採点表」に基づき、審査員ごとに採点する。

採点基準	・ A (特に優れている)	5点
	・ B (優れている)	4点
	・ C (普通)	3点
	・ D (やや劣る)	2点
	・ E (特に劣る)	0点

(2) 審査員は、採点にあたって必要と認める場合は、応募団体との面談・ヒアリングを行うことができるものとする。

その場合、産業政策課が応募団体に連絡調整を行い、面談会（企画プレゼンテーション）を開催するものとする。

(3) 各審査員の点数を合計し、原則として「E」と評価された項目がなく、合計点が最も高かった者を契約候補者とする。

(4) 合計点が同数の場合は、次の要領で選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、審査員による代理くじ引きにより契約候補者を選定する。

(5) 応募者が一者の場合は、審査員の採点を行い、原則として「E」と評価された項目がなく、合計点が満点の6割以上であれば、その者を契約候補者とする。

4 その他

審査方法等について疑義が生じた場合は、必要に応じて審査員が協議して定めるものとする。

令和8年度シンガポール向け加工食品販路開拓支援事業「評価項目・採点表」

審査員職氏名

印

応募団体名	
-------	--

評 価 項 目		採 点	点 数
提案内容の優良性			
1	具体性、妥当性、実現可能性を伴う提案となっているか。	A・B・C・D・E	
2	短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれるか。	A・B・C・D・E	
提案内容の独創性			
3	提案企画の内容は、独創的かつ先進性のあるものとなっているか。	A・B・C・D・E	
4	県内企業の海外展開を後押しするために効果的な提案となっているか。	A・B・C・D・E	
業務遂行の安定性			
5	本業務を適切に実施できる体制・人員配置となっているか。	A・B・C・D・E	
6	業務工程ごとのスケジュールは適切か。	A・B・C・D・E	
7	現地ディストリビューター等との連携実績があり、効率的、効果的なノウハウがあると認められるか。	A・B・C・D・E	
専門知識			
8	本業務を遂行するために必要十分な知識、見識を有し、活用した内容となっているか。	A・B・C・D・E	
経費			
9	事業費の考え方（積算）は適切か。	A・B・C・D・E	
業務内容の理解度			
10	業務の趣旨を理解しており、実施団体としての適性はあるか（総合評価）。	A・B・C・D・E	
Eの数： _____ 合計点			